

名古屋港管理組合公報

令和元年9月13日
(金曜日)
第8号

目次

○港湾施設の廃止	1
○利用料金等の承認	1

告 示

名古屋港管理組合告示第31号

次の港湾施設は、令和元年9月1日に廃止した。
令和元年9月13日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の種類 荷役機械（軌道走行式）

名 称 (括弧内は、その略称)	位 置	最大巻き揚げ ニュートン数	型 式	備 考
飛島ふ頭南1号起重機 (飛島南1号)	飛島ふ頭東側	キロニュートン 550 (510)	電動式、軌道走行式ロー ブトロリ式橋型クレーン	()内はアウトリ ーチ47.7メートルの 時の数値を示す

名古屋港管理組合告示第32号

新舞子ボートパーク条例（平成18年名古屋港管理組合条例第8号）第9条第2項の規定に基づき、令和元年10月1日以後の利用から適用される新舞子ボートパークの利用料金及び保証金の額を次のように承認した。

なお、利用料金等の承認（平成31年4月1日告示第15号）は、令和元年9月30日限り廃止する。

令和元年9月13日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 大村 秀章

施設の区分		利用単位	利用料金	保証金
係留施設	甲区画	1月1区画	1万3百80円	12万2千4百円（1区画当たり）
	乙区画	1月1区画	7千8百40円	9万2千4百円（1区画当たり）
駐車場		1日1台1回	5百円	

なお、係留施設利用者の駐車場の利用料金は、新舞子ボートパーク条例（平成18年名古屋港管理組合条例第8号）第9条第7項の規定に基づき免除します。

発行所 名古屋市港区港町1番11号

名古屋港管理組合